

第2回・第3回新庁舎整備基本計画検討分科会での主な意見と対応について

令和7年(2025年)12月8日 庁舎建設課

No.	項目	意見要旨	今後の対応
1	仮コンセプト	「人とまちを まもり そだて つなぐ “森” としての庁舎」とする。仮コンセプトについては、今後の審議を受けて修正もありえる。	「人とまちを まもり そだて つなぐ “森” としての庁舎」を仮コンセプトとし、各種検討を進める。
2	動線計画・配置計画	“森” というコンセプトを意識し、歩行者がいろんな方面から入れる動線とした方が良い。	ご意見を踏まえて基本設計で具体的な検討を行う。
3	新庁舎の構成	区対策部については、エレベーターが停止した場合も想定すると、中間層に配置した方がよい。	災害時の運用も踏まえて基本設計で具体的な検討を行うが、イメージ図については中間階配置に修正する。
		中央区役所は、窓口を2階以上に配置するならば、行くべき場所が見渡せるような工夫が必要	ご意見を踏まえて基本設計で具体的な検討を行う。
		中央区役所1階に障がいがある方が手続きできるスペースを設置できないか。	今後、障がいのある方や子育て世代など、様々な方からご意見をいただきながら基本設計で検討を行う。
4	防災・災害に対する性能	閉庁時に災害があった場合に避難できるとよい。	運用も含めた具体的な検討を基本計画で行う際に、閉庁時間の対応についても整理を行う。
5	交流・共創機能 (市民利用スペース)	本庁舎側は「憩いと賑わいにつつまれ新しい何かが生まれる空間」とし、中央区役所側は「人、場所、想いをつなぎまちに動きを生み出す空間」とする。 「市民利用スペース」の名称は、「交流・共創スペース」とする。	この方向性を踏まえて、検討を進める。
		中層階における交流・共創スペースの配置については、建物の内側に押し込むだけでなく、時には外側にあっても良い。	ご意見を踏まえて基本設計で具体的な検討を行う。 また、イメージ図は修正する。
6	窓口機能	窓口という言葉は役所側からの視点。市民にとっては、「迷わない窓口」ではなく「手続きに迷わない」という視点になる。それを実現するためにハード、ソフト両方で考えるべき。	基本計画では、新庁舎で目指す手続等のあり方と、その実現に必要な空間のあり方という構成で整理します。「窓口機能」は「手続き・相談機能」に改めます。